

平成二十七年二月定例会（二月二十五日）

長野広域連合議会会議録

長野広域連合議会

平成二十七年二月二十五日(水曜日)

出席議員(三十名)

第一番	竹内重也議員
第二番	市川和彦議員
第三番	寺澤和男議員
第四番	小林治晴議員
第五番	小林義直議員
第六番	三井経光議員
第七番	田中清隆議員
第八番	勝山秀夫議員
第九番	松木茂盛議員
第十番	布目裕喜雄議員
第十一番	野々村博美議員
第十二番	阿部孝二議員
第十三番	北澤雄一議員
第十四番	佐藤壽三郎議員
第十五番	関野芳秀議員
第十六番	柳澤眞由美議員
第十七番	宮坂重道議員
第十八番	和田英幸議員
第十九番	柳澤澄議員
第二十番	入日時子議員
第二十一番	関谷明生議員

第二十二番	大島孝司議員
第二十三番	内山信行議員
第二十四番	篠原尚元議員
第二十五番	小林幸雄議員
第二十六番	荒井賢蔵議員
第二十七番	西沢寅夫議員
第二十八番	久保田陽一議員
第二十九番	寺島涉議員
第三十番	塚田實議員

欠席議員(なし)

説明のため会議に出席した理事者

広域連合長(長野市長)	加藤久雄君
副広域連合長	黒田和彦君
理事(須坂市長)	三木正夫君
理事(千曲市長)	岡田昭雄君
理事(坂城町長)	山村弘君
理事(小布施町長)	山村良三君
理事(高山村長)	久保田勝士君
理事(信濃町長)	横川正知君
理事(小川村長)	伊藤博文君
理事(飯綱町長)	峯村勝盛君

説明のため会議に出席した職員

(事務局職員)

事務局長	土屋文治君
会計管理者	長谷部孝君
事務局次長兼総務課長	和田秀晴君
事務局次長兼福祉課長	坂田博君
環境推進課長	海沼健一君
総務課課長補佐	新井芳美さん
福祉課課長補佐	曾根原誠君
福祉課課長補佐	中島威君
環境推進課課長補佐	藤森寿美夫君
環境推進課建設推進室長	相澤武彦君
総務課係長	池田順英君
福祉課係長	森まゆみさん
環境推進課建設推進室係長	宮澤洋一君
環境推進課建設推進室係長	青木猛治君
環境推進課建設推進室係長	長田剛君
環境推進課建設推進室係長	小林健治君
環境推進課係長	藤原慶治君
環境推進課係長	塚田昌行君

職務のため会議に出席した職員

総務課主査

青木淳君

総務課主査

深谷正樹君

議 事 日 程

- 一 開会、開議
- 一 会期の決定
- 一 議席の指定
- 一 常任委員会委員の選任
- 一 会議録署名議員の指名
- 一 諸般の報告
- 一 議案第一号から議案第六号
 - 一 一括上程、理事者説明、質疑、委員会付託
- 一 議案第七号 公平委員会委員の選任について
 - 一 上程、理事者説明、質疑、討論、採決
- 一 承認第一号上程、理事者説明、質疑、採決
- 一 委員長報告
- 一 委員長報告に対する質疑、討論、採決
- 一 広域連合長挨拶
- 一 閉会

午後一時三十分 開会

○議長（三井経光君） ただ今のところ、出席議員数は三十名全員出席で

ございます。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより、平成二十七年二月長野広域連合議会定例会を開会をいたします。

午後一時三十一分 開議

○議長（三井経光君） 本日の会議を開きます。

会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会の意見を徴しました結果、本日一日といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三井経光君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日と決定いたしました。

なお、日程につきましては、お手元に配布のとおり行いたいと思いますので、御了承をお願いいたします。

次に、広域連合議員に一部異動がありましたので、議席の指定を議題といたします。

議長から異動のあった一名の議席を指定したいと思いますが、これに

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三井経光君) 御異議なしと認めます。

ただ今、御着席の氏名表示板に記載してあります番号のとおり、議席を指定いたします。

当該議員さんは、自席で自己紹介をお願いいたします。

十三番、北澤雄一議員。

○十三番(北澤雄一君) 私、この度、須坂市議会より長野広域連合議会議員に選任されました、須坂市議会の議長を務める北澤雄一です。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(三井経光君) 次に、人事の紹介を申し上げます。

過般、理事者に異動がありましたので、紹介いたします。

自己紹介をお願いいたします。

○信濃町長(横川正知君) 御苦労さまでございます。

昨年十一月二十八日に信濃町の町長に就任いたしました横川正知と申します。どうぞひとつよろしく願います。(拍手)

○議長(三井経光君) 次に、常任委員会の選任についてを議題といたし

ます。

本件に関しましては、さきに広域連合議会議員に一部異動がありました。そのため、長野広域連合議会委員会条例第七条第一項の規定により議長から後任の委員を指名申し上げます。

総務委員会委員に、北澤雄一議員。

以上、一名の方を指名いたします。

次に、会議録署名議員を御指名申し上げます。

十三番 北澤雄一議員、二十四番 篠原尚元議員、以上、二名の方を指名いたします。

この際、諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成二十六年十月分から十二月分の一般会計、特別会計の例月現金出納検査の結果について、議長の手元に報告書が参っておりますので、御報告いたします。

それでは、議事に入ります。

初めに、議会第一号から議案第六号、以上六件を一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

加藤広域連合会長。

○広域連合会長(加藤久雄君) こんにちは。連合会長としております長野市長の加藤でございます。

開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成二十七年二月長野広域連合議会定例会を招集いたし

ましたところ、議員の皆様には何かとお忙しい中、出席をいただきまして誠にありがとうございます。

開会に当たりまして、本広域連合の主要事業の状況などについて申し上げます。

始めに、ごみ処理施設の建設について申し上げます。

長野市に計画するA焼却施設の事業者選定につきましては、着々と手続を進めており、七月には工事請負契約の議決をお願いする予定でございます。

また、千曲市に計画するB焼却施設、須坂市に計画する最終処分場につきましては、施設受け入れの可否について、地元の皆様には真摯に御検討いただいております。

引き続き、千曲市、須坂市と共に、早期に同意が得られますよう努めてまいります。

次に、須坂市の次の最終処分場候補地の選定について申し上げます。

最終処分場につきましては、埋立容量や埋立期間に限りがあることから、早い段階から候補地の選定を進めていく必要があります。

関係する市町村において協議してまいりましたが、これまでの候補地選定の経過などを踏まえ、次期最終処分場建設候補地は、信濃町、飯綱町、小川村及び合併前の旧長野市を除いた長野市の地域の中から選定する方向で今後詳細に検討してまいりたいと考えております。

ごみ処理施設の整備は、本広域連合にとって最重要課題であり、議員の皆様におかれましても一層の御協力をお願いいたします。

次に、高齢者福祉施設の運営について申し上げます。

高齢者福祉施設の運営に当たりましては、利用者の重度化に伴う医療ニーズや認知症利用者の増加、また深刻な人材不足など厳しい状況の中で、本広域連合の運営する施設におきましては、手狭となった食堂の改修など、施設整備に努めてまいりました。

平成二十七年度におきましても、引き続き維持修繕的な工事を中心に利用者が安心して生活していただけるよう、居住環境の整備を図っております。

さらに、医療的ケアを必要とされる利用者や認知症利用者の対応のため、専門的な研修の機会を充実させ、安心して快適な施設生活の実現に努めてまいります。

次に、高齢者福祉施設の社会福祉法人化について申し上げます。

平成二十年二月に策定されました第一次社会福祉法人化推進計画に基づき、本広域連合の高齢者福祉施設の運営の効率化などを図るため、平成二十二年四月には特別養護老人ホーム七二会荘を、昨年四月には特別養護老人ホーム杏寿荘を社会福祉法人に移管いたしました。

推進化計画では、財政推計により、収支バランスや財政調整基金の残高などを十分考慮し、健全財政を堅持しながら法人化を進めることとしておりますことから、今後、二施設移管後の施設の決算状況や財政推計などを十分検証し、関係市町村とも御協議申し上げながら、今後の社会福祉法人化について検討してまいりたいと考えております。

次に、広域計画について申し上げます。

広域計画は、広域連合の組織市町村や住民に対して広域連合が掲げる目標や事務処理の方針を具体的に示すと共に、事務処理を行っていくた

めの指針として、地方自治法により策定が義務づけられているものとあります。

平成二十七年は、現在の広域計画が満了することから、新たに平成二十八年から五年間の広域計画を策定してまいります。

計画策定に当たっては、関係市町村の住民代表や広域連合議員で構成する広域計画策定委員会において調査、審議をいただき、平成二十八年一月を目途に計画案の答申をいただいた上で、二月の本広域連合議会で御審議、御決定をいただきたいと思います。

以上、本広域連合の主要事業の状況などについて申し上げますが、引き続き関係市町村と力を合わせて事業推進を図ってまいりますので、議員各位の一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。

さて、本日提出いたしました案件は、平成二十七年予算など八件であります。詳細につきましては、人事案件は私から、その他の案件は副広域連合長から御説明申し上げますので、十分な御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます、御挨拶いたします。

以上でございます。

○議長（三井経光君） 黒田副広域連合長。

○副広域連合長（黒田和彦君） 私から、本定例会に提出いたしました各議案について御説明申し上げます。

初めに、議案第一号、長野広域連合ごみ処理施設事業特別会計設置条例について御説明申し上げます。

これは、平成二十七年からA焼却施設の整備工事を開始すること及び今後はB焼却施設並びに最終処分場の整備も併せて進めていくことから、円滑な管理運営と経理の適切化を図るため、長野広域連合ごみ処理施設事業特別会計を新たに設置することに伴い制定するもので、条例の施行期日は平成二十七年四月一日とするものであります。

議案第二号、長野地域ふるさと基金条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

これは、平成二十七年で新設いたします長野広域連合ごみ処理施設事業特別会計に長野地域ふるさと基金を繰り替え運用により貸し付けるため、長野地域ふるさと基金条例の一部を改正するもので、施行期日は平成二十七年四月一日とするものであります。

次に、別冊となっております平成二十七年長野広域連合一般会計・特別会計予算を御覧ください。

まず、一ページをお開きいただきたいと思います。

議案第三号、平成二十七年長野広域連合一般会計予算について御説明申し上げます。

第一条のとおり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ五億九千三百六十五万四千円とするものであります。

第二条の地方自治法第二百四十四条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額につきましては、四ページを御覧ください。

第二表、債務負担行為のとおりでございます。最終処分場施設整備計画作成等業務委託料でございます。

大変恐縮ですが、もう一度二ページに戻っていただきたいと思ひます。

一時借入金は、第二条のとおりでございます。地方自治法第二百三十五條の三第二項の規定により、最高額を三億円と定めるほか、第四条は、給料など人件費に過不足が生じた場合に、同一款内で各項の費用を認めていただくものであります。

続きまして、二ページから三ページを御覧ください。

第一表、歳入歳出予算であります。

最初に、三ページの歳出から御説明申し上げます。

第一款の議会費二百五十八万五千円は、議会活動に要する経費を計上したものであります。

第二款、総務費一億二千六百二十五万二千円は、総務課職員の人件費などの一般管理的経費と、監査、公平、選挙の各委員会の運営費を計上したものであります。

第三款、民生費一億七千四百八十一万円は、福祉施設の運営管理に係る費用及び介護認定審査会並びに障害支援区分認定審査会等の開催に要する経費を計上したものであります。

第四款、衛生費二億九千九百四十一万二千円は、ごみ処理施設の整備に係る人件費や業務委託料などであります。

第五款、公債費九万五千円は、一時借入金の利子を計上したものであります。

第六款、予備費は五十万円を計上いたしました。

次に、左側の二ページを御覧いただきたいと思ひます。

歳入について御説明申し上げます。

第一款、分担金及び負担金五億二千七百七十七万円は、関係市町村からの負担金でございます。

第二款、国庫支出金二千二百七十七万二千円は、ごみ処理施設の整備に伴う国からの補助金を見込んだものであります。

第三款、財産収入三万二千円は、財政調整基金の運用利子であります。

第四款、繰入金三千九百六十九万九千円は、前年度からの繰越金を見込んだものであります。

第五款、諸収入八万二千円は、歳計現金の預金利子と受託事業収入であります。

以上で一般会計予算の説明を終わります。

なお、五ページ以降三十六ページまでは明細書でございますので、説明は省略させていただきます。

次に、三十七ページを御覧ください。

議案第四号、平成二十七年長野広域連合老人福祉施設等運営事業特別会計予算について御説明申し上げます。

第一条のとおり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ二十八億二千六百八十八万九千円とし、第一条は、人件費に過不足が生じた場合に、同一款内での各項間の流用を認めていただくものであります。

次に、三十八ページから三十九ページをお開きください。

最初に、第一表、歳入歳出予算の右側の歳出から御説明を申し上げます。

第一款、民生費一十六億三千九百九十一万九千円のうち、第一項養護老人ホーム松寿荘運営費一億九千五百八十二万九千円は、松寿荘の運営に係る一般管理的経費のほか、定員百名に係る賄材料費などの利用者の生活費

を計上いたしました。

第二項、養護老人ホームはにしな寮運営費一億七千二百四十六万一千円は、はにしな寮の運営に係る一般管理的経費のほか、定員六十名に係る生活費であります。

第三項、特別養護老人ホーム運営費十九億九千九百三万八千円は、特別養護老人ホーム六施設の運営に係る一般管理的経費並びに定員四百十六名に係る生活費でございます。

第四項、デイサービスセンター運営費一億五千五百二十七万五千円は、若槻イサービスセンターほか二施設の運営費でございます。

第五項、在宅支援センター運営費四百七十三万四千円は、戸隠在宅介護支援センターの運営費であります。

第六項、財産管理費四百六十万一千円は、財政調整基金の運用利子などを同基金に積み立てるものであります。

第二款、公債費一億八千四百二十七万円は、老人ホームの建設の際に借りた地方債などの元利償還金でございます。

第三款、予備費は一千万円を計上しました。次に、左側の三十八ページを御覧ください。

歳入について御説明申し上げます。

第一款、サービス収入二十一億二千七百二十八万二千円は、特別養護老人ホームなどの介護保険報酬でございます。

第二款、分担金、負担金二億八千七百三十二万円は、養護老人ホーム二施設に係る市町村からの措置費負担金と、松寿荘増築工事費の借り入れに伴う元利償還額の市町村負担金であります。

第三款、財産収入四百五十九万七千円は、財政調整基金の運用利子であります。

第四款、寄附金八千円は、各老人ホームへの寄附金を見込んだものでございます。

第五款、繰入金三億八千九百四十八万五千円は、施設運営費や地方債など借入金の元利償還に財政調整基金を繰り入れるものであります。

第六款、諸収入二千七百四十九万三千円は、受託事業収入及び雑入でございます。

第七款繰越金四千円は、前年度からの繰越金であります。

以上で、老人福祉施設等運営事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

なお、四十ページから百五ページまでは明細でございますので、説明は省略させていただきます。

次に、百六ページをお開きいただきたいと思います。

議案第五号、平成二十七年長野広域連合長野地域ふるさと事業特別会計予算について御説明申し上げます。

第一条において、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ五百三十三万円とするものであります。

次に、百七ページから百八ページを御覧ください。最初に、第一表歳入歳出予算の右側の歳出から御説明申し上げます。

第一款、地域振興整備事業費四百八十万円は、ふるさと基金の運用益により実施いたします長野地域の振興整備のための人が集う地域づくりプロジェクト事業及び長野地域スポーツ振興事業の経費を計上したものと

でございます。

第二款 予備費は五十万円を計上いたしました。

次に、左側の歳入について御説明申し上げます。

第一款 財産収入五百二十九万九千円は、ふるさと基金の運用利子でございます。

第二款 繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

百九ページから百十六ページまでは明細書でございますので、御説明は省略をさせていただきます。

次に、百十七ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第六号、平成二十七年長野広域連合ごみ処理施設事業特別会計予算について御説明申し上げます。

こちらは、先ほど議案第一号で御説明申し上げましたとおり、新たに特別会計として設けるもので、ごみ処理施設の工事、用地取得及び管理運営に係る経費を計上したものでございます。

第一条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ十五億六千九百万八千円とするものでございます。

第二条の地方自治法第二百四十四条の規定により債務を負担する行為をすることができず、期間及び限度額につきましては、百二十ページを御覧ください。

第二表、債務負担行為のとおりでございます。A焼却施設の建設工事費及びび工事に係る施工管理費と運営業務委託費でございます。

大変恐縮ですが、もう一度百十七ページにお戻りいただきたいと存じます。

第二条の地方債は、地方自治法二百三十条第一項の規定によりまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものでございます。

百二十一ページを御覧いただきたいと思えます。

第三表、地方債のとおり、施設整備に係る事業費について、御覧の内容で借入れを行うものでございます。

大変恐縮ですが、もう一度百十七ページにお戻りいただきまして、一時借入金でございます。第四条のとおり、地方自治法第二百三十五条の第三項の規定によりまして、最高額を十億円と定めるものでございます。

次に、百十八ページから百十九ページを御覧いただきたいと思えます。最初に、第二表、歳入歳出予算の右側の歳出から御説明申し上げます。

第一款衛生費、十五億五千八百八十九千円は、ごみ処理施設の整備事業費及び管理運営費を計上したものでございます。

第二款公債費、一千八十一万九千円は、A焼却施設整備に係るふるさと基金からの借入金の元利償還金などでありまして。

次に、左側の歳入について御説明を申し上げます。

第一款、分担金及び負担金五億四千九百五十八万八千円は、関係市町村からの負担金でございます。

第二款、国庫支出金一億四千七百七十二万円は、ごみ処理施設の建設に伴う国からの補助金を見込んだものでございます。

第三款、繰入金二億円は、A焼却施設の特別高圧線工事費の一部について、ふるさと基金から繰り入れるものであります。

第四款、連合債六億七千七十万円は、A焼却施設の施設整備工事費等に起債を見込んだものでございます。

なお、百二十二ページ以降は明細書でございますので、説明は省略させていただきます。

以上、議案第一号から議案第六号まで御説明を申し上げました。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三井経光君） 以上で説明を終わります。

これより議案質疑に入ります。

議案の質疑は、議案第三号、平成二十七年長野広域連合一般会計予算については、歳出から各款ごとをお願いいたします。

そのほかの議案につきましては、各議案ごとに一括してお願いいたします。

なお、御発言に当たりましては、議席番号及び氏名をお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。

議案第一号、長野広域連合ごみ処理施設事業特別会計設置条例について、質疑をお願いいたします。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（三井経光君） 進行いたします。

次に、議案第二号、長野地域ふるさと基金条例の一部を改正する条例

について、質疑をお願いいたします。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（三井経光君） 進行いたします。

次に、議案第三号、平成二十七年長野広域連合一般会計予算 第一条、第一表、歳入歳出予算、歳出から行います。

第一款、議会費。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（三井経光君） 進行いたします。

第一款、総務費。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（三井経光君） 進行いたします。

第二款、民生費。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（三井経光君） 進行いたします。

第四款、衛生費。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(三井経光君) 進行いたします。
第五款、公債費。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(三井経光君) 進行いたします。
第六款、予備費。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(三井経光君) 進行いたします。
以上で歳出を終わります。
続いて、歳入を行います。
第一款、分担金及び負担金。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(三井経光君) 進行いたします。
第二款、国庫支出金。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(三井経光君) 進行いたします。
第三款、財産収入。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(三井経光君) 進行いたします。
第四款、繰越金。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(三井経光君) 進行いたします。
第五款、諸収入。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(三井経光君) 進行いたします。
次に、第一条、債務負担行為。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(三井経光君) 進行いたします。

次に、第三条 一時借入金。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長 (三井経光君) 進行いたします。

次に、第四条 歳出予算の流用。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長 (三井経光君) 進行いたします。

以上で議案第二号を終わります。

次に、議案第四号、平成二十七年長野広域連合老人福祉施設等運営事業特別会計予算、第一条、第一表、歳入歳出予算、第二条、歳出予算の流用、一括で質疑をお願いいたします。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長 (三井経光君) 進行いたします。

次に、議案第五号、平成二十七年長野広域連合長野地域ふるさと事業特別会計予算、同じく一括で質疑をお願いいたします。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長 (三井経光君) 進行いたします。

次に、議案第六号、平成二十七年長野広域連合こみ処理施設事業特別会計予算、第一条、第一表、歳入歳出予算、第二条、第一表、債務負担行為、第三条、第三表、地方債、第四条、一時借入金、一括質疑をお願いいたします。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長 (三井経光君) 以上で質疑を終結いたします。

議案第一号から議案第六号まで、以上六件、お手元に配布いたしました委員会付託表のとおり、それぞれ関係の常任委員会に付託いたします。

次に、議案第七号、公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

加藤広域連合長。

○広域連合長 (加藤久雄君) 議案第七号、公平委員会委員の選任について御説明申し上げます。

これは、三名の公平委員のうち、篠原澄子氏が平成二十七年二月二十一日をもって任期満了となったことから、長野市篠ノ井岡田千六百八十九番地七、西沢昭子氏を選任したいので、地方公務員法第九条の二第二項の規定により議会の御同意をお願いするものでございます。

西沢氏は、平成二十六年十二月二十八日から、長野市公平委員会委員

に御就任されているところでございます。

何とぞ御同意いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（三井経光君） 以上で説明を終わります。

お諮りいたします。

本件に関しては、質疑、討論、委員会付託を省略して直ちに採決に入りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三井経光君） 異議なしと認めます。

採決を行います。

本件を原案のとおり選任について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（三井経光君） 全員賛成と認めます。

よって、本件は原案のとおり選任について同意することに決しました。

次に、承認第一号、専決処分報告承認を求めることについてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

黒田副広域連合長。

○副広域連合長（黒田和彦君） 承認第一号、専決処分の報告承認を求めることについて御説明申し上げます。

これは、長野広域連合職員の給料に関する条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第七十九条第一項の規定により、平成二十六年十二月二十五日付けで専決処分をいたしましたもので、同条第三項の規定により議会へ報告し、承認をお願いするものであります。

今回の改正は、本広域連合職員の給料について、人事院勧告に基づき国に準じて改めたもので、主な内容は給料表の改正及び通勤手当、勤奨手当の引き上げなどのほか、平成二十七年からの給与制度の総合的見直しに伴う給料表の改正などを実施することとしたものでございます。

施行期日でございますが、これらの改正は平成二十六年四月一日に遡って適用し、給与制度の総合的な見直しによる給料表の改正などは平成二十七年四月一日から施行するものでございます。

何とぞ御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三井経光君） 以上で説明を終わります。

本件に関して質疑を行います。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（三井経光君） 進行いたします。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件に関しては、委員会付託を省略し直ちに採決に入りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(再開) 午後四時十五分

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三井経光君) 御異議なしと認めます。

採決を行います。

承認第一号、専決処分^の報告承認を求めることについて、本件を原案のとおり承認することに賛成諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長(三井経光君) 全員賛成と認めます。

よって、本件は原案どおり承認することに決しました。

ただ今から、常任委員会開会のため、この際、午後四時まで休憩いたします。

お手元に配布の一覧表のとおり場所を定めますので、開催されますよう御連絡申し上げます。

(休憩) 午後二時四分

○議長(三井経光君) 委員会の都合により、予定時刻を大幅に経過いたしました。したが、休憩前に引き続き会議を開きます。

各委員会の審査が終了しておりますので、これより委員会の審査の経過並びに結果について、各委員長から報告を求めます。初めに、総務委員会委員長、和田英幸議員。

○総務委員会委員長(和田英幸君) 十八番、和田英幸でございます。

私から、長野広域連合議会定例会におきまして、総務委員会に付託されました諸議案の審査の結果につきまして御報告を申し上げます。

審査の結果につきましては、お手元に配布されております総務委員会決定報告書のとおり決定した次第でございます。

以上です。

○議長(三井経光君) 以上をもちまして、総務委員会委員長の報告を終わります。

続いて、福祉環境委員会委員長、佐藤壽二郎議員。

○福祉環境委員会委員長(佐藤壽二郎君) 十四番、佐藤壽二郎であります。

す。

私から、長野広域連合議会定例会におきまして、福祉環境委員会に付託されました議案の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

審査の結果につきましては、お手元に配布されております福祉環境委員会決定報告書のとおり決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、広域連合に要望いたします主たる事項について申し上げます。

一つ、老人福祉施設等の老朽化施設を今後も計画的に整備することに努められたい。

一つ、B焼却施設及び最終処分場においては、計画どおりに進めるためにも、住民合意に十分留意された上で事業の推進に努められたい。

以上で報告を終わります。

○議長（三井経光君） 以上をもちまして、福祉環境委員会委員長の報告を終わります。

ただ今から、各委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

初めに、総務委員会所管の議案第一号、長野地域ふるさと基金条例の一部を改正する条例、質疑、討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（三井経光君） 賛成多数と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、同じく総務委員会所管の議案第五号、平成二十七年長野広域連合長野地域ふるさと事業特別会計予算、質疑、討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（三井経光君） 全員賛成と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、福祉環境委員会所管の議案第一号、長野広域連合ごみ処理施設事業特別会計設置条例、質疑、討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（三井経光君） 全員賛成と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、同じく福祉環境委員会所管の議案第四号、平成二十七年長野
広域連合老人福祉施設等運営事業特別会計予算、質疑、討論の通告があ
りませんので、直ちに採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(三井経光君) 全員賛成と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、同じく福祉環境委員会所管の議案第六号、平成二十七年長野
広域連合こみ処理施設事業特別会計予算、質疑、討論の通告がありま
せないので、直ちに採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(三井経光君) 賛成多数と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、各常任委員会所管の議案第三号、平成二十七年長野広域連合
一般会計予算、質疑、討論の通告がありませんので、直ちに採決に入
ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(三井経光君) 賛成多数と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

以上をもちまして、本議会定例会に提出されました案件の審議は全
て終了いたしました。

次に、広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可
いたします。

加藤広域連合長。

○広域連合長(加藤久雄君) 長野広域連合議会二月定例会の閉会に当
りまして、御礼の御挨拶を申し上げます。

本日提出いたしました案件につきまして、原案どおり御決定をいた
だき、誠にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

今後関係市町村と力を合わせ、長野地域の住民福祉の向上に努め
まいりますので、委員の皆様方の御支援、御協力をお願い申し上げます。

寒さの厳しい日々が続いておりますけれども、議員の皆様には御健康
には十分御留意をいただきまして、ますますの御活躍を御祈念申し上げ、
閉会の御挨拶いたします。

どうもありがとうございました。

○議長（三井経光君）以上をもちまして、平成二十七年二月長野広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後四時二十三分

地方自治法第二百二十三条第二項の規定により署名する。

平成二十七年 月 日

議長 三井 経光

副議長 宮坂 重道

署名議員 北澤 雄一

署名議員 篠原 尚元